

「姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定について

1 概要

現行の計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、市民、事業者、行政等の協働を促進し、より一層の温室効果ガス排出削減等に向けた取組を推進することを目的として、平成 23 年 3 月に策定し平成 30 年 3 月に改定したものである。令和 3 年度に温対法が改正され、2050 年カーボンニュートラルが法律の基本理念として位置付けられた。法改正を受けて、国は令和 3 年 10 月に「地球温暖化対策計画」を改定し、兵庫県は令和 4 年 3 月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を改定する等、地球温暖化対策に係る状況の変化を受け、計画の改定を行う。

2 現行計画

(1) 計画期間

2018 年度（平成 30 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）まで

(2) 目標値

2030 年度（令和 12 年度）に、2013 年度（平成 25 年度）比で 26.1%削減

(3) 主な施策

基本施策 1 エネルギーの無駄を無くすエコライフ・エコオフィスの推進

基本施策 2 環境に配慮したエネルギーの導入促進

基本施策 3 低炭素型のまちづくりの推進

重点プロジェクト 1 運輸部門における環境配慮の推進

重点プロジェクト 2 環境に配慮した都心部の再整備

重点プロジェクト 3 再生可能エネルギー等の導入拡大

3 計画改定の内容

(1) 計画期間

2023 年度（令和 5 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）まで

(2) 目標値

2030 年度（令和 12 年度）の目標値を見直し 【2013 年度（平成 25 年度）比】

(3) 主な施策

2050 年までのゼロカーボンシティの実現に向け、脱炭素関連施策の充実を図る。

新たに再生可能エネルギーの導入目標の設定及び K P I 指標の設定について検討するとともに、気候変動適応法に基づく気候変動適応計画としての位置付けを検討する。

4 改定の進め方

市の附属機関として、環境の保全に関する基本的事項の調査及び審議を行うために設置し、学識経験者及び市民・事業者の代表者等で構成される「姫路市環境審議会」において審議し、計画（案）の答申を行う。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 22 条の規定に基づき、地球温暖化対策実行計画の推進にあたり専門的知識を有する者の意見を聞く会議として設置している「地球温暖化対策実行計画推進協議会」の意見を聴取する。